

# アライグマ捕獲従事者の皆様へ

アライグマ捕獲にあたり、事故やトラブルがないよう法律を守って安全な捕獲をお願いします。

## ○捕獲の流れと留意事項

### ①「わな」の設置

- ・「わな」を設置する場所は、原則、捕獲従事者の所有地か管理地です。所有地以外に「わな」を設置する場合は、必ず管理者（土地所有者等）の承諾を得てください。
- ・「わな」の貸し出し期間は原則1ヶ月とします。予約が込み合っている場合はお待ちいただけます。
- ・必ず市から貸与された「わな」を使用してください。
- ・捕獲に用いる餌（揚げ菓子など）は各自ご用意ください。
- ・人の通る場所など沿道付近への設置は行わないでください。
- ・自己所有地以外の河川敷等への設置は行わないでください。
- ・見回りが困難な場所には設置しないでください。
- ・「わな」に不具合がある場合は交換します。
- ・捕獲従事者証を携帯して活動してください。
- ・けが、事故は自己責任となりますので、気を付けて活動してください。

### ②見回り

- ・「わな」は最低1日1回見回りをお願いします。
- ・アライグマ以外の動物が捕獲された場合は、直ちに放獣してください。ただし、ヌートリアまたはクリハラリスが捕獲された場合は環境政策課までご連絡ください。
- ・アライグマの引取は平日のみとなります。土日祝日前や年末年始（12/28～1/3）、その他連休は「わな」を作動させないでください。また、「わな」を作動させたまま放置しないでください。

### ③アライグマを捕獲した場合（時間帯によって翌日の回収となります。）

- ・捕獲を確認したらお問合せフォーム（右下二次元コード）で環境政策課までご連絡ください。
- ・受付時間は平日の午後2時までとします。休日、夜間は受付できません。
- ・環境政策課から委託を受けた事業者が引き取りに伺います。

### ④浜松市アライグマ捕獲従事者登録

- ・登録の有効期間は、年度末までです。（登録をした年度の3月31日まで）
- ・登録継続の案内を期限の1ヶ月前（2月末）を目途にメールで通知します。
- ・従事者証を紛失した場合は速やかにお問合せフォームから申請してください。
- ・捕獲従事者登録を辞退して活動を終了したい方は、お問合せフォームから申請し、「わな」を返却し、従事者証を破棄してください。
- ・捕獲従事者登録を辞退した後に、再度登録したい場合は、講習会の再受講が必要となります。

所管：浜松市環境政策課

（[kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp)）

アライグマ捕獲従事者

お問合せフォーム⇒



注意：捕獲にあたって上記留意事項の違反、不法行為、回収業者及び職員への不当な要求があつた場合は、従事者登録を抹消の上わなを回収し、以後の貸し出しは行いません。